

名古屋学院大学の「研究に対する基本的な考え」

名古屋学院大学は、人文科学、社会科学及び自然科学に関する研究を推進し、学術文化の進展に寄与することを目的とし、総合研究所を設置する。また、中長期計画におけるビジョン「多様な社会的要請に応えられる高次の教育・研究を実施する」のもと、研究活動を推進する。

また、次の方針により研究活動の推進及び研究倫理を遵守するための取り組みを行うものとする。

1. 研究活動の推進

- 研究活動を活発化させるため、研究費及び研修制度を設けるとともに、総合研究所を設置し、科学研究費助成事業等の外部資金の獲得を支援する体制を整備する。

2. 研究倫理の遵守

- 研究の信頼性と公正性を確保し、効率的な研究を遂行するため、研究倫理に関わる基準等を整備し、必要な啓発・教育を行う。

3. 研究成果の公表

- 研究成果を学生の教育へ還元するとともに、広く社会へ発信、公開する。

名古屋学院大学オープンアクセスポリシー

2025 年 11 月 18 日 制定

(趣旨)

- 1 名古屋学院大学（以下「本学」という。）は、本学における研究成果を広く学内外を問わず公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与すること、またその成果を社会に還元することを目的として、オープンアクセスに関するポリシーを以下のように定める。

(研究成果の公開)

- 2 本学は、本学に在籍する教員（以下「教員」という。）が、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された研究成果（以下「研究成果」という。）を、「名古屋学院大学リポジトリ」（以下「リポジトリ」という。）等によって公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学には移転しない。

(適用の例外)

- 3 著作権等の理由でリポジトリによる公開が不適切であるとの申出が教員からあった場合、本学は当該研究成果を公開しない。

(適用の不遡及)

- 4 本ポリシー施行以前に出版された研究成果や、本ポリシー施行以前に本ポリシーと相反する契約を締結した研究成果には、本ポリシーは適用されない。

(リポジトリへの登録)

- 5 教員は、研究成果について、できるだけすみやかにリポジトリ登録が許諾される著者最終原稿等の適切な版を本学に提供する。リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は、「名古屋学院大学リポジトリの運用に関する規程」に基づき取り扱う。

(その他)

- 6 本ポリシーに定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

附則 1 このポリシーは、2025 年 11 月 18 日から施行する。

名古屋学院大学研究データポリシー

2025 年 11 月 18 日制定

(趣旨)

- 1 名古屋学院大学（以下「本学」という。）は、本学における研究活動に伴い収集又は生成される研究データを適切に管理し、公開及び利活用を行うことにより、研究の再現性・透明性の確保、研究倫理の遵守、及び公的資金による研究成果の還元、社会や学術環境への貢献などを図ることを目的として、研究データに関するポリシーを以下のように定める。

(研究データの定義)

- 2 本ポリシーにおける研究データとは、本学における研究活動の過程において研究者によって収集又は生成された情報を指し、デジタルか否かを問わない。

(研究データの管理等)

- 3 研究データを収集又は生成した研究者は、法令、本学の規定、学術団体の倫理規定、研究資金の提供機関の指針等を遵守し、かつ他者の権利及び法的利益を侵害しない範囲において、当該データの管理、公開及び利活用の方法を自ら定めることができる。

(研究者の責務)

- 4 研究者は、前項に掲げる範囲内において、研究データを適切に管理し、可能な限りそれを公開し、利活用に供する。

(大学の責務)

- 5 本学は、研究データを学術的資源として重視し、その適切な管理と公開及び利活用を支援するための環境を整備する。

(その他)

- 6 社会や学術環境の変化、関連機関のガイドラインの変更等を踏まえて、適宜本ポリシーの見直しを行うものとする。

附則 1 このポリシーは、2025 年 11 月 18 日から施行する。

(趣旨)

- 1 名古屋学院大学（以下「本学」という。）は、本学における研究活動に伴い収集又は生成される研究データを適切に管理し、公開及び利活用を行うことにより、研究の再現性・透明性の確保、研究倫理の遵守、及び公的資金による研究成果の還元、社会や学術環境への貢献などを図ることを目的として、研究データに関するポリシーを以下のように定める。

本学では、研究活動に伴って収集又は生成される研究データを、研究成果の基盤となる重要な知的資源であると位置づけ、その適切な管理、公開及び利活用のための方針として、研究データポリシーを策定しました。

研究データは、研究の再現性や透明性を確保するうえで不可欠であり、同時に、研究倫理の遵守や不正防止においても中心的な役割を果たします。とりわけ現代においては、学術研究に対する社会からの信頼や説明責任がより一層重視されており、研究成果の正当性を裏付けるデータの管理は、研究者個人の責務にとどまらず、組織として対応すべき課題となっています。

また、研究データをめぐる政策的な要請も年々高まっています。日本学術振興会（JSPS）等の研究資金提供機関では、近年、研究費の交付に際し、研究データ管理計画（Data Management Plan: DMP）の策定や、一定の条件下でのデータ共有を求める動きが広がっています。加えて、国際的にも、研究データの取扱いに関して「FAIR 原則（Findable, Accessible, Interoperable, Reusable）」が広く認識されており、大学や研究機関においては、データ管理の枠組みを整備し、継続的に運用していくことが求められています。

本学の研究データポリシーは、こうした国内外の動向を踏まえつつ、研究者が安心してデータを保存・共有し、再利用可能な形で管理していくための基本的な枠組みを示すものです。また、公的資金により得られた研究成果を還元し、社会や学術環境に対して貢献するという大学の公共的責任を果たす上でも、本ポリシーの整備は重要な意義を持ちます。今後も、制度や技術の変化に柔軟に対応しながら、学内におけるデータ管理の体制整備と支援を段階的に進めてまいります。

(研究データの定義)

- 2 本ポリシーにおける研究データとは、本学における研究活動の過程において研究者によって収集又は生成された情報を指し、デジタルか否かを問わない。

本ポリシーでは、「研究データ」を「本学における研究活動の過程において研究者によって収集又は生成された情報を指し、デジタルか否かを問わない。」と定義している。ただし、研究成果を支える根拠情報として再現性や検証可能性のために保存・公開されるべき対象のみを指し、研究成果そのものは含めない。

具体的には、実験・調査・観察・文献分析など、研究手法の違いを問わず、研究活動を通じて取得・生成されたさまざまな情報が含まれ、「調査データ(アンケート調査やインタビュー調査により得られた記録・データ等をも含む)」「観測・測定データ」「シミュレーションデータ」「実験ノート」「集計・整理された数値データ」「史資料」「メディアコンテンツ(音声データ・画像データ・映像データ等)」等がある。研究成果そのものである「論文」「書籍」等、ないしそれに準ずる「口頭発表資料」「講演資料」等は含めない。

研究者が他機関で収集又は生成した研究データについても、本学在籍中に本学において保持・利用されている場合は、本ポリシーの対象となる。

本ポリシーにおける研究者とは、本学の専任・任期制の大学教員のみならず。本学において研究活動に従事する者をいう。学生であっても教育目的を超える研究活動を行い、成果を論文・書籍や口頭発表等により対外的に公表するときは、研究者に準ずるとする他機関(大学、民間企業、その他機関)に所属する研究者等と本学において共同研究等を実施する場合、当該機関との協議の上、当該研究者等を、このポリシーにおける「研究者」に含めることもできる。

ただし、学生が教育を受ける上で研究を行い、一時的に研究データを収集又は生成し、成果を論文・書籍や口頭発表等により対外的に公表することのない場合については、本ポリシーでいう研究データには含めない。また、教育上の成果を公表する目的で学生の研究の要旨・梗概を公表する場合についても、本ポリシーでいう研究データに含めない。

(研究データの管理等)

- 3 研究データを収集又は生成した研究者は、法令、本学の規定、学術団体の倫理規定、研究資金の提供機関の指針等を遵守し、かつ他者の権利及び法的利益を侵害しない範囲において、当該データの管理、公開及び利活用の方法を自ら定めることができる。

本条は、研究データを収集又は生成した研究者が、そのデータの管理、公開、利活用の方法を自ら判断できることを定めたものである。

研究者は、当該研究データに対して一定の裁量を有する。ただし、その行使は無制限ではなく、法令や本学の規定、他機関(他大学、研究機関、企業、外部資金提供機関等)との契約等(外部資金提供機関の指針、ガイドライン等をも含む。)、ならびに第三者の権利や利益(著作権・個人情報・営業機密等)を尊重する必要がある。

これらを踏まえたうえで、データの保存期間、アクセス制限、公開の方法などについて合理的に判断し、管理を行うことが求められる点には注意が必要である。

(研究者の責務)

- 4 研究者は、前項に掲げる範囲内において、研究データを適切に管理し、可能な限りそれを公開し、利活用に供する。

研究データは学術研究の再現性・透明性を担保し、学術的な資源として共有・再利用されることが期待されている。そのため、公開可能なデータについては、可能な限りデータを公開し、他の研究者や社会に利活用されるよう配慮することも研究者の責務とされている。

(大学の責務)

- 5 本学は、研究データを学術的資源として重視し、その適切な管理と公開及び利活用を支援するための環境を整備する。

本学が推進する研究データの管理・公開・利活用を支援する環境整備の例として、以下のようなものが挙げられる。本学は、こうした取組を通じて研究データの適正な取扱いと公開及び利活用を促進し、研究の信頼性と再現性の向上を図る。

- ・適切に研究データを管理するための研究データ保存、管理基盤の提供
- ・機関リポジトリによる研究データ公開基盤の提供
- ・本ポリシーに基づく研究データの管理及び公開の推進のための啓発及び支援
- ・研究データの管理及び公開に関する法令、契約、本学が定める規定等の情報提供

(その他)

- 6 社会や学術環境の変化、関連機関のガイドラインの変更等を踏まえて、適宜本ポリシーの見直しを行うものとする。

研究データ管理を取り巻く環境は日々変化しており、法令の改正や研究データ管理に関する社会的な要請や学術的な要請・実態等に応じて、適宜ポリシーの内容の検討・更新を行い、持続的かつ柔軟な対応を図るものとする。